

# しながわ

平成22年(2010)

## 4/11

1747号

人権・同和問題  
特集号

☎140-8715 品川区広町2-1-36 代表番号 ☎3777-1111 広報広聴課 ☎5742-6644 Fax5742-6870 <http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/>

区役所は耐震改修工事中のため駐車スペースに限りがあります。車でご来庁の際はお待ちいただくことがありますので、ご了承ください。

# 実現しよう 平和で心ゆたかな 人間尊重社会

5月1日～7日は憲法週間です

5月3日の「憲法記念日」は、昭和22年5月3日に「日本国憲法」が施行されたことを記念して定められた祝日です。その前後にあたる5月1日～7日の1週間が憲法の精神に対する理解を深める「憲法週間」です。

憲法の基本理念の一つに「基本的人権の尊重」があります。人権は、だれもが生まれながらにして持っている、人間の尊厳に基づく固有の権利として定められており、すべての人が「人間らしく、自分らしく生きる」ために必要なものとして保障されています。

しかしながら、私たちの身のまわりでは、子どもへの虐待、配偶者などからの暴力、高齢者・障害者・同和地区出身者などへの偏見や差別など、様々な人権課題があります。

今、まさにお互いの個性や違いを認め合い、助け合って暮らすことのできる社会を築いていくことが求められているのではないのでしょうか。

区では、人間尊重社会の実現をめざして「人権尊重都市品川宣言」を制定し、人権尊重思想の普及啓発に取り組んでおり、その一環として「憲法週間講演と映画のつどい」を開催します。これを機会に、日常生活の中で、人権への配慮が態度や行動としてどう表れるべきかなど、あらためて人権について考えてみてはいかがでしょうか。

### 人権尊重都市品川宣言

人間は生まれながらにして自由であり、平等である。いかなる国や個人も、いかなる理由であれ絶対にこれを侵すことはできない。

幾多の試練と犠牲のもとに日本国憲法と世界人権宣言はこの人類普遍の原理をあらわし人権の尊重が国際社会の責務であることを明らかにした。

今日、我が国社会の実情はいまだに差別意識と偏見が人々の暮らしの中に深く根つき部落差別をはじめ障害者、女性、先住民族、外国人への差別などどれほど多くの人間が苦しんでいることが明らかである。

人間がつくりあげた差別は人間の理性と良心によって必ずや解消できることを我々は確信する。

平和で心ゆたかな人間尊重社会の実現をめざす品川区は「人権尊重都市品川」を宣言し差別の実態の解消に努め人権尊重思想の普及啓発と教育を推進することをここに誓う。

一九九三年(平成五年)四月二十八日



## 憲法週間 講演と映画のつどい

### 5月12日(水)

午後1時開演(午後0時30分開場)  
きゅりあん8階大ホール(大井町駅前)  
定員/1,100人(抽選)  
申込方法/4月19日(月)(消印有効)までに、往復はがき(1枚で2人までに「つどい」とし、代表者の住所・氏名(ふりがな)・電話番号、参加者の氏名(ふりがな)を人権啓発課(☎140-0013南大井5-2-17 ☎3763-5391)へ  
※結果発送は5月初旬を予定。

講演

### 情報の正しい選び方 人権を侵害しないために

講師/辛坊治郎(読売テレビ解説委員長)  
※手話通訳・要約筆記付き。



テレビのキャスターや司会、大学客員教授など幅広く活躍している辛坊治郎さんが、ニュース・情報のとらえ方や発信についてお話しします。

映画

### 「ディア・ドクター」

出演/笑福亭鶴瓶、瑛太 ほか  
※字幕付き。

「山あいの小さな村。その村で慕われていた医師が、突然なぞの失踪を遂げた。やがて事件は思わぬ方向へ」。人間のおかしさ、愚かさ、哀しさ、愛しさに深く寄り添い、見終わった後に温かな気持ちが残る人間ドラマです。



©2009 [Dear Doctor] 製作委員会

問い合わせ/品川区人権啓発課 ☎3763-5391

人間だれしも幸せになりたいと思うものです。この幸せを願う気持ちをお互いに思いやることこそ人権を尊重することではないでしょうか。

しかし、残念なことですが、同和問題（部落差別）をはじめ、女性・高齢者・障害者などへの不合理な差別や偏見によって尊重されるべき人権が侵害されている現実があります。差別は、差別される人にとって、本人にはまったく責任のないことで苦しめられるという極めて不当な行為です。

そして差別することは、差別される人を傷つけるばかりか、差別する人の人間性をも損ねてしまう行為なのです。

人権を尊重しあえる明るい社会を実現するため大切なことは何なのか、私たちの身のまわりを見つめなおすことから始めてみませんか。

## 就職・結婚での差別

今もなお同和地区出身であるという理由で結婚を妨げられたり、就職で不公平に扱われたりするなどの差別を受け、基本的人権が侵害されている人がいます。

就職における採用選考は、本人の能力や仕事への意欲、適性などを判断基準に、企業の社会的責任の中で行われるべきものです。しかし、「家族の職業」や「出身」など、本人の適性や能力とは無関係なことを調べたりすることがみられました。このような問題を解決するため、これまで様々な取り組みがなされてきましたが、今でも就職差別にかかわる差別事象が起こっています。

また、結婚は「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立」という憲法第24条にあるとおり、結婚するふたりの意思によるものであってその権利と自由が保障されています。あらゆる障害をのりこえ結婚する人たちも増えてはいますが、実際相手と同和地区出身であった場合結婚しないという人や、自分の子どもの交際相手と同和地区出身者であった場合結婚に反対するという親もいます。

また就職や結婚の際、調査会社に依頼して出身地や家族状況を調べるなどの差別につながる身元調査の問題があります。最近では、調査会社から依頼された一部の悪質な行政書士などが職務上の権限を悪用して戸籍謄本や住民票を不正に取得するという事件が起こっています。

このような差別は人を生涯にわたり深く傷つけてしまいます。こうした差別をなくすため、

私たち一人ひとりがまず同和問題を理解し、偏見をなくすることが大切です。そして、差別をしたり、差別を見逃したりすることのないよう、態度や行動で表していくことが大切です。

## 許しません 差別落書き

21年度、都内の2カ所の清掃工場内において、ごみ収集業務にたずさわる人々の人権を否定する、極めて悪質な内容の差別落書きが連続して発見されました。過去、区内においても公共施設への差別落書きや特定の個人を誹ぼう・威迫する内容の張り紙が区の工作物に張られるなどの差別事象が起こっています。

なぜこのような行為をするのでしょうか。差別落書きなどの行為は、区民の財産を傷つけるだけではありません。差別意識をあらわにしていることで、人の心を傷つけ不幸にしている卑劣な行為です。また、あらゆる偏見や差別意識をなくすため推進している人権啓発の取り組みを損ねるものであって、決して許される行為ではありません。

このような行為は決して見逃さないことが大切です。差別落書きなどを発見したときは、速やかに施設の管理者または区へご連絡ください。そして偏見や差別意識解消に向けた取り組みに対する皆さんのご理解と協力をどうかよろしくお願いいたします。

差別落書きは  
しない させない  
許さない

# 考えてみませんか 人権のこと

## からだの性と心の性との食い違い

性の自己意識（心の性）と生物学的な性（からだの性）が気持ちの中で一致しないため、社会生活に支障がある状態を性同一性障害といいます。性同一性障害の人々は、周囲の心ない好奇の目にさらされたりするなど、からだの性どころの性の食い違いに悩み、苦しんでいます。

こうしたことから平成16年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、性同一性障害者であって一定の条件を満たす場合は、戸籍上の性別変更が認められるようになりました。

性同一性障害を理由とする偏見や差別を解消していくため、性に対する理解をより一層深めていくことが大切です。

## ありませんか 感染症への偏見

現在、わが国ではエイズウイルス（HIV）やハンセン病をはじめ、感染症に対する正しい知識と理解の不足から日常生活・職場において、感染者や患者・元患者、さらにその家族が差別されるなどの問題が起きています。

エイズウイルス（HIV）は、学校・職場・家庭などの日常生活で感染することはほとんどありません。ハンセン病は感染力の極めて弱い病原菌による感染症で、遺伝する病気ではありません。また、感染したとしても有効な治療薬で早期に治療すれば後遺症が残ることもありません。

しかしながら、平成15年に起きた熊本県内のホテルでのハンセン病快復者が宿泊拒否された事件は、いまだに誤った認識や偏見が存在していることを明らかにしました。私たちは、患者や元患者の方々などが偏見や差別に苦しむことがないように、感染症に対する正しい知識や認識を持つとともに、安心して地域で暮らせるよう支援することが必要なのではないでしょうか。

## 犯罪被害者などへの配慮

理不尽な犯罪に巻き込まれ自身が傷ついたり大切な家族を失うなど、犯罪被害はだれの身にも起こりうることです。被害者や家族の方は、大きなショックを受けたことにより心身に傷を負い、日常生活にも支障をきたすことがあります。また、医療費の負担や失職などによる経済的困窮や、捜査や裁判における精神的、時間的な負担に加え、無配慮な報道などで二次的な被害を受ける場合もあります。

周囲の人々は被害者などの悲しみや苦しみを受け止め、心無いうわさによってさらに傷つけることが無いよう、暖かい心づかいで手を差し伸べていくことが必要です。

## ビデオ・パネルを貸し出します

人権啓発課では、人権問題を正しく理解していただくため、同和問題をはじめ、セクハラやパワハラなどの人権啓発ビデオや人権啓発パネルを貸し出ししています。勉強会や研修会でご活用ください。  
※詳しくは区ホームページをご覧ください。

## 人権啓発・社会同和教育講座

人権尊重の社会を築くために

毎年秋に開催する「人権啓発・社会同和教育講座」は、同和問題を軸に様々な人権について学ぶ機会としています。

昨年の講座Ⅰでは、「共生と人権の世紀へ」をテーマに、昼コースは「義肢装具を創る、という仕事」など3講座、夜コースは「高齢者虐待の実態」など3講座を開催しました。

また講座Ⅱでは、東京都中央卸売市場食肉市場（品川駅前）で「食肉市場の歴史と人権」を学び、と場の見学と職員との懇談を行いました。そこに参加された方の感想として「食肉

業務について、差別がいまだに根強いことに驚いた。どうすれば、差別がなくなるのか、考えさせられるきっかけになった。貴重な体験ができました。」などの声が寄せられました。人権が尊重される社会をめざして、今年も10・11月にかけて「人権啓発・社会同和教育講座」を開催する予定です。

皆さんの積極的な参加をお待ちしています。

問い合わせ 文化スポーツ振興課生涯学習係 ☎5742-6837